

仙台市ガス局規程第三十二号

ガス局職員の給与に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和七年十二月十九日

仙台市ガス事業管理者 佐 野 直 樹

ガス局職員の給与に関する規程の一部を改正する規程

第一条 ガス局職員の給与に関する規程（昭和四十一年仙台市ガス局規程第十三号）の一部を次のように改正する。

現 行	改 正 後																																				
<p>（地域手当）</p> <p>第十八条 地域手当の月額は、給料、給料の特別調整額及び扶養手当の合計額に<u>百分の六</u>（特別区の区域に勤務する職員にあっては<u>百分の十八</u>）を乗じて得た額とする。</p> <p>2・3 [略]</p> <p>（期末手当の額）</p> <p>第四十六条 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>百分の百二十五</u>を乗じて得た額（第七条第一項に規定する職員（第四十九条第一項各号及び第二項各号において「管理職員」という。）にあっては、<u>百分の百五</u>を乗じて得た額）に、基準日以前六箇月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>[一～四 略]</p> <p>2 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>百分の百二十五</u>」とあるのは「<u>百分の七十</u>」と、「<u>百分の百五</u>」とあるのは「<u>百分の六十</u>」とする。</p> <p>3～5 [略]</p> <p>（勤勉手当の額）</p> <p>第四十九条 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、基準日以前六箇月以内の期間における職員の勤務期間の区分に応じて次の表に定める割合並びに次の各号に掲げる当該職員の区分に応じて基準日以前における直近の人事評価の結果及び当該勤務期間における勤務の状況により当該各号に定める割合の範囲内で管理者が定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>一 前二条の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 <u>百分の百四十</u>以下（管理職員にあっては、<u>百分の百八十四</u>以下）</p> <p>二 前二条の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 <u>百分の六十五</u>以下（管理職員にあっては、<u>百分の八十九・五</u>以下）</p> <table border="1"><thead><tr><th>勤務期間</th><th>割合</th></tr></thead><tbody><tr><td>六箇月</td><td>百分の百</td></tr><tr><td>五箇月以上六箇月未満</td><td>百分の九十</td></tr><tr><td>四箇月以上五箇月未満</td><td>百分の七十五</td></tr><tr><td>三箇月以上四箇月未満</td><td>百分の六十</td></tr><tr><td>二箇月以上三箇月未満</td><td>百分の五十</td></tr><tr><td>一箇月以上二箇月未満</td><td>百分の四十</td></tr><tr><td>一箇月未満</td><td>百分の三十</td></tr><tr><td>零</td><td>零</td></tr></tbody></table>	勤務期間	割合	六箇月	百分の百	五箇月以上六箇月未満	百分の九十	四箇月以上五箇月未満	百分の七十五	三箇月以上四箇月未満	百分の六十	二箇月以上三箇月未満	百分の五十	一箇月以上二箇月未満	百分の四十	一箇月未満	百分の三十	零	零	<p>（地域手当）</p> <p>第十八条 地域手当の月額は、給料、給料の特別調整額及び扶養手当の合計額に<u>百分の八</u>（特別区の区域に勤務する職員にあっては、<u>百分の二十</u>）を乗じて得た額とする。</p> <p>2・3 [略]</p> <p>（期末手当の額）</p> <p>第四十六条 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>百分の百二十七・五</u>を乗じて得た額（第七条第一項に規定する職員（第四十九条第一項各号及び第二項各号において「管理職員」という。）にあっては、<u>百分の百七・五</u>を乗じて得た額）に、基準日以前六箇月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>[一～四 略]</p> <p>2 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>百分の百二十七・五</u>」とあるのは「<u>百分の七十二・五</u>」と、「<u>百分の百七・五</u>」とあるのは「<u>百分の六十二・五</u>」とする。</p> <p>3～5 [略]</p> <p>（勤勉手当の額）</p> <p>第四十九条 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、基準日以前六箇月以内の期間における職員の勤務期間の区分に応じて次の表に定める割合並びに次の各号に掲げる当該職員の区分に応じて基準日以前における直近の人事評価の結果及び当該勤務期間における勤務の状況により当該各号に定める割合の範囲内で管理者が定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>一 前二条の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 <u>百分の百四十二・五</u>以下（管理職員にあっては、<u>百分の百八十六・五</u>以下）</p> <p>二 前二条の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 <u>百分の六十七・五</u>以下（管理職員にあっては、<u>百分の九十二</u>以下）</p> <table border="1"><thead><tr><th>勤務期間</th><th>割合</th></tr></thead><tbody><tr><td>六箇月</td><td>百分の百</td></tr><tr><td>五箇月以上六箇月未満</td><td>百分の九十</td></tr><tr><td>四箇月以上五箇月未満</td><td>百分の七十五</td></tr><tr><td>三箇月以上四箇月未満</td><td>百分の六十</td></tr><tr><td>二箇月以上三箇月未満</td><td>百分の五十</td></tr><tr><td>一箇月以上二箇月未満</td><td>百分の四十</td></tr><tr><td>一箇月未満</td><td>百分の三十</td></tr><tr><td>零</td><td>零</td></tr></tbody></table>	勤務期間	割合	六箇月	百分の百	五箇月以上六箇月未満	百分の九十	四箇月以上五箇月未満	百分の七十五	三箇月以上四箇月未満	百分の六十	二箇月以上三箇月未満	百分の五十	一箇月以上二箇月未満	百分の四十	一箇月未満	百分の三十	零	零
勤務期間	割合																																				
六箇月	百分の百																																				
五箇月以上六箇月未満	百分の九十																																				
四箇月以上五箇月未満	百分の七十五																																				
三箇月以上四箇月未満	百分の六十																																				
二箇月以上三箇月未満	百分の五十																																				
一箇月以上二箇月未満	百分の四十																																				
一箇月未満	百分の三十																																				
零	零																																				
勤務期間	割合																																				
六箇月	百分の百																																				
五箇月以上六箇月未満	百分の九十																																				
四箇月以上五箇月未満	百分の七十五																																				
三箇月以上四箇月未満	百分の六十																																				
二箇月以上三箇月未満	百分の五十																																				
一箇月以上二箇月未満	百分の四十																																				
一箇月未満	百分の三十																																				
零	零																																				
<p>2 前項の場合において、管理者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。</p> <p>一 前項第一号に規定する職員 当該職員の勤勉手当基礎額</p>	<p>2 前項の場合において、管理者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。</p> <p>一 前項第一号に規定する職員 当該職員の勤勉手当基礎額</p>																																				

に、当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に百分の百五（管理職員にあっては、百分の百二十五）を乗じて得た額の総額

二 前項第二号に規定する職員 当該職員の勤勉手当基礎額に、百分の五十（管理職員にあっては、百分の六十）を乗じて得た額の総額

3・4 [略]

別表第一を次のように改める。

に、当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に百分の百七・五（管理職員にあっては、百分の百二十七・五）を乗じて得た額の総額

二 前項第二号に規定する職員 当該職員の勤勉手当基礎額に、百分の五十二・五（管理職員にあっては、百分の六十二・五）を乗じて得た額の総額

3・4 [略]

別表第一 企業職給料表（第三条関係）

職員の区分	職務の級 号俸	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
		給料月額							
定年再任用短時間勤務職員以外の職員	1	191,800	278,600	300,000	323,800	349,200	378,100	397,700	417,400
	2	192,900	280,000	301,600	325,700	351,100	379,800	399,600	419,700
	3	194,000	281,400	303,200	327,600	353,000	381,500	401,500	422,000
	4	195,100	282,800	304,800	329,400	354,900	383,300	403,400	424,300
	5	196,400	284,200	306,500	331,200	356,800	385,100	405,300	426,600
	6	197,900	285,600	308,200	332,800	358,700	386,900	407,200	428,900
	7	199,400	287,000	309,900	334,400	360,600	388,700	409,300	431,300
	8	201,000	288,400	311,600	336,000	362,500	390,500	411,400	433,600
	9	202,700	289,800	313,300	337,800	364,300	392,300	413,500	435,900
	10	204,500	291,200	315,000	339,600	366,100	394,100	415,500	438,600
	11	206,400	292,600	316,700	341,400	367,900	395,800	417,500	441,400
	12	208,300	294,000	318,400	343,300	369,600	397,500	419,500	444,000
	13	210,200	295,400	320,000	345,300	371,300	399,200	421,500	446,700
	14	212,100	296,800	321,600	347,300	373,000	400,900	423,700	449,400
	15	214,000	298,200	323,200	349,300	374,800	402,600	426,000	452,000
	16	215,800	299,600	324,800	351,300	376,600	404,300	428,200	454,600
	17	217,600	301,000	326,400	353,300	378,400	406,000	430,500	457,200
	18	219,400	302,400	328,000	355,200	380,100	407,800	432,800	459,900
	19	221,200	303,800	329,700	357,100	381,700	409,600	435,000	462,600
	20	223,000	305,200	331,400	358,800	383,300	411,400	437,200	465,300
	21	224,800	306,600	333,100	360,500	384,900	413,000	439,200	467,900
	22	226,600	308,000	334,800	362,100	386,500	414,600	441,200	470,500
	23	228,400	309,400	336,500	363,800	388,200	416,200	443,200	473,100
	24	230,200	310,800	338,200	365,500	389,900	417,800	445,200	475,600
	25	232,000	312,200	339,900	367,100	391,500	419,200	447,200	478,000
	26	233,700	313,600	341,600	368,600	393,000	420,400	448,900	480,400
	27	235,300	315,000	343,300	370,100	394,400	421,600	450,600	482,800
	28	236,900	316,400	344,900	371,500	395,800	422,800	452,300	485,200
	29	238,500	317,800	346,500	372,900	397,300	424,100	454,000	487,600
	30	240,100	319,200	348,100	374,200	398,800	425,200	455,600	489,600
	31	241,700	320,600	349,700	375,500	400,300	426,300	457,200	491,600
	32	243,300	322,000	351,300	376,700	401,800	427,300	458,700	493,600
	33	244,900	323,300	352,900	377,900	403,300	428,300	460,200	495,800
	34	246,500	324,600	354,500	379,000	404,800	429,300	461,500	497,600
	35	248,100	325,900	356,100	380,000	406,200	430,300	462,800	499,400
	36	249,700	327,100	357,700	381,000	407,600	431,200	464,100	501,200
	37	251,200	328,300	359,300	382,000	409,000	432,100	465,200	502,900
	38	252,700	329,500	360,800	382,900	410,400	433,000	466,200	504,000
	39	254,200	330,700	362,400	383,800	411,800	433,900	467,200	505,100
	40	255,600	331,900	364,000	384,700	413,200	434,800	468,200	506,200

	41	257, 000	333, 100	365, 200	385, 600	414, 400	435, 800	469, 100	507, 100
	42	258, 400	334, 400	366, 300	386, 500	415, 500	436, 700	470, 000	507, 900
	43	259, 800	335, 700	367, 300	387, 400	416, 600	437, 600	470, 900	508, 700
	44	261, 200	337, 000	368, 300	388, 300	417, 700	438, 500	471, 800	509, 500
	45	262, 600	338, 300	369, 100	389, 100	418, 700	439, 200	472, 700	510, 500
	46	264, 000	339, 500	369, 900	389, 700	419, 500	440, 000	473, 600	511, 200
	47	265, 400	340, 700	370, 700	390, 200	420, 300	440, 800	474, 500	511, 900
	48	266, 700	341, 800	371, 500	390, 800	421, 100	441, 600	475, 400	512, 700
	49	268, 000	342, 900	372, 200	391, 300	422, 000	442, 300	476, 200	513, 600
	50	269, 400	344, 000	372, 900	391, 800	422, 800	443, 000	476, 900	514, 400
	51	270, 800	345, 000	373, 600	392, 400	423, 600	443, 700	477, 600	515, 200
	52	272, 200	346, 000	374, 300	393, 000	424, 400	444, 400	478, 300	516, 000
	53	273, 600	347, 000	375, 000	393, 500	425, 000	445, 200	479, 000	516, 900
	54	274, 900	347, 700	375, 700	394, 000	425, 700	445, 800	479, 700	517, 700
	55	276, 200	348, 400	376, 400	394, 500	426, 400	446, 400	480, 400	518, 400
	56	277, 500	349, 100	377, 100	395, 000	427, 100	447, 000	481, 100	519, 100
	57	278, 800	349, 800	377, 800	395, 700	427, 900	447, 600	481, 900	519, 800
	58	280, 100	350, 500	378, 400	396, 200	428, 600	448, 200	482, 600	520, 500
	59	281, 400	351, 200	379, 000	396, 700	429, 300	448, 800	483, 300	521, 300
	60	282, 700	351, 900	379, 600	397, 200	430, 000	449, 400	484, 000	522, 100
	61	284, 000	352, 600	380, 000	397, 700	430, 700	450, 000	484, 900	523, 000
	62	285, 200	353, 200	380, 600	398, 200	431, 300	450, 600	485, 500	523, 800
	63	286, 400	353, 700	381, 200	398, 700	431, 900	451, 200	486, 200	524, 600
	64	287, 600	354, 200	381, 800	399, 200	432, 500	451, 800	486, 900	525, 400
	65	288, 800	354, 700	382, 300	399, 700	433, 100	452, 500	487, 600	526, 100
	66	290, 000	355, 200	382, 800	400, 200	433, 700	453, 100	488, 100	526, 800
	67	291, 200	355, 700	383, 300	400, 700	434, 300	453, 700	488, 700	527, 600
	68	292, 400	356, 200	383, 800	401, 200	434, 900	454, 300	489, 300	528, 400
	69	293, 600	356, 700	384, 300	401, 700	435, 500	454, 900	489, 900	529, 000
	70	294, 800	357, 200	384, 700	402, 200	436, 100	455, 500	490, 500	529, 800
	71	296, 000	357, 700	385, 100	402, 700	436, 700	456, 000	491, 000	530, 600
	72	297, 200	358, 200	385, 500	403, 200	437, 300	456, 500	491, 600	531, 400
	73	298, 400	358, 700	386, 000	403, 600	437, 900	456, 900	492, 100	532, 100
	74	299, 600	359, 200	386, 400	404, 100	438, 500	457, 200		
	75	300, 800	359, 700	386, 800	404, 600	439, 100	457, 500		
	76	302, 000	360, 200	387, 200	405, 100	439, 700	457, 800		
	77	303, 200	360, 700	387, 700	405, 700	440, 200	458, 000		
	78	304, 400	361, 200	388, 100	406, 200	440, 700			
	79	305, 600	361, 700	388, 500	406, 700	441, 200			
	80	306, 800	362, 200	388, 900	407, 200	441, 700			
	81	308, 000	362, 700	389, 300	407, 700	442, 300			
	82	309, 200	363, 200	389, 700	408, 200	442, 800			
	83	310, 400	363, 700	390, 100	408, 700	443, 300			
	84	311, 600	364, 200	390, 500	409, 200	443, 800			

85	312,800	364,600	391,000	409,700	444,300				
86	314,000	365,000	391,400	410,200					
87	315,200	365,400	391,800	410,700					
88	316,400	365,800	392,200	411,200					
89	317,600	366,200	392,600	411,700					
90	318,800	366,600	393,000	412,200					
91	320,000	367,000	393,400	412,700					
92	321,200	367,400	393,800	413,200					
93	322,400	367,800	394,300	413,500					
94	323,600	368,200	394,700	414,000					
95	324,800	368,600	395,100	414,500					
96	326,000	369,000	395,500	415,000					
97	327,200	369,400	396,000	415,500					
98		369,800	396,300	416,000					
99		370,200	396,700	416,500					
100		370,600	397,100	417,000					
101		371,000	397,300	417,500					
102		371,400	397,600	418,000					
103		371,800	397,900	418,500					
104		372,200	398,200	419,000					
105		372,600	398,500	419,500					
106			398,800						
107			399,100						
108			399,400						
109			399,600						
110			399,900						
111			400,200						
112			400,500						
113			400,700						
114			401,000						
115			401,300						
116			401,600						
117			401,800						
定年前 再任用 短時間 勤務員		基 準 給料月額							
		円 209,000	円 254,000	円 273,200	円 303,300	円 323,200	円 345,300	円 398,300	円 446,700

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。

第二条 ガス局職員の給与に関する規程の一部を次のように改正する。

現 行	改正後																																				
(期末手当の額) 第四十六条 期末手当の額は、期末手当基礎額に <u>百分の百二十九・五</u> を乗じて得た額（第七条第一項に規定する職員（第四十九条第一項各号及び第二項各号において「管理職員」という。）にあっては、 <u>百分の百七・五</u> を乗じて得た額）に、基準日以前六箇月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 〔一～四 略〕 2 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「 <u>百分の百二十七・五</u> 」とあるのは「 <u>百分の七十二・五</u> 」と、「 <u>百分の百七・五</u> 」とあるのは「 <u>百分の六十二・五</u> 」とする。 3～5 〔略〕 (勤勉手当の額) 第四十九条 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、基準日以前六箇月以内の期間における職員の勤務期間の区分に応じて次の表に定める割合並びに次の各号に掲げる当該職員の区分に応じて基準日以前における直近の人事評価の結果及び当該勤務期間における勤務の状況により当該各号に定める割合の範囲内で管理者が定める割合を乗じて得た額とする。 一 〔略〕 二 前二条の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 <u>百分の六十七・五</u> 以下（管理職員にあっては、 <u>百分の九十二</u> 以下）	(期末手当の額) 第四十六条 期末手当の額は、期末手当基礎額に <u>百分の百二十九・五</u> を乗じて得た額（第七条第一項に規定する職員（第四十九条第一項各号及び第二項各号において「管理職員」という。）にあっては、 <u>百分の百六・二五</u> を乗じて得た額）に、基準日以前六箇月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 〔一～四 略〕 2 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「 <u>百分の百二十六・二五</u> 」とあるのは「 <u>百分の七十一・二五</u> 」と、「 <u>百分の百六・二五</u> 」とあるのは「 <u>百分の六十一・二五</u> 」とする。 3～5 〔略〕 (勤勉手当の額) 第四十九条 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、基準日以前六箇月以内の期間における職員の勤務期間の区分に応じて次の表に定める割合並びに次の各号に掲げる当該職員の区分に応じて基準日以前における直近の人事評価の結果及び当該勤務期間における勤務の状況により当該各号に定める割合の範囲内で管理者が定める割合を乗じて得た額とする。 一 〔略〕 二 前二条の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 <u>百分の六十六・二五</u> 以下（管理職員にあっては、 <u>百分の九十一・七五</u> 以下）																																				
<table border="1"> <thead> <tr> <th>勤務期間</th> <th>割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>六箇月</td> <td>百分の百</td> </tr> <tr> <td>五箇月以上六箇月未満</td> <td>百分の九十</td> </tr> <tr> <td>四箇月以上五箇月未満</td> <td>百分の七十五</td> </tr> <tr> <td>三箇月以上四箇月未満</td> <td>百分の六十</td> </tr> <tr> <td>二箇月以上三箇月未満</td> <td>百分の五十</td> </tr> <tr> <td>一箇月以上二箇月未満</td> <td>百分の四十</td> </tr> <tr> <td>一箇月未満</td> <td>百分の三十</td> </tr> <tr> <td>零</td> <td>零</td> </tr> </tbody> </table> 2 前項の場合において、管理者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。 一 前項第一号に規定する職員 当該職員の勤勉手当基礎額に、当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に <u>百分の百七・五</u> （管理職員にあっては、 <u>百分の百二十七・五</u> ）を乗じて得た額の総額 二 前項第二号に規定する職員 当該職員の勤勉手当基礎額に、 <u>百分の五十二・五</u> （管理職員にあっては、 <u>百分の六十二・五</u> ）を乗じて得た額の総額 3・4 〔略〕	勤務期間	割合	六箇月	百分の百	五箇月以上六箇月未満	百分の九十	四箇月以上五箇月未満	百分の七十五	三箇月以上四箇月未満	百分の六十	二箇月以上三箇月未満	百分の五十	一箇月以上二箇月未満	百分の四十	一箇月未満	百分の三十	零	零	<table border="1"> <thead> <tr> <th>勤務期間</th> <th>割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>六箇月</td> <td>百分の百</td> </tr> <tr> <td>五箇月以上六箇月未満</td> <td>百分の九十</td> </tr> <tr> <td>四箇月以上五箇月未満</td> <td>百分の七十五</td> </tr> <tr> <td>三箇月以上四箇月未満</td> <td>百分の六十</td> </tr> <tr> <td>二箇月以上三箇月未満</td> <td>百分の五十</td> </tr> <tr> <td>一箇月以上二箇月未満</td> <td>百分の四十</td> </tr> <tr> <td>一箇月未満</td> <td>百分の三十</td> </tr> <tr> <td>零</td> <td>零</td> </tr> </tbody> </table> 2 前項の場合において、管理者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。 一 前項第一号に規定する職員 当該職員の勤勉手当基礎額に、当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に <u>百分の百六・二五</u> （管理職員にあっては、 <u>百分の百二十六・二五</u> ）を乗じて得た額の総額 二 前項第二号に規定する職員 当該職員の勤勉手当基礎額に、 <u>百分の五十一・二五</u> （管理職員にあっては、 <u>百分の六十一・二五</u> ）を乗じて得た額の総額 3・4 〔略〕	勤務期間	割合	六箇月	百分の百	五箇月以上六箇月未満	百分の九十	四箇月以上五箇月未満	百分の七十五	三箇月以上四箇月未満	百分の六十	二箇月以上三箇月未満	百分の五十	一箇月以上二箇月未満	百分の四十	一箇月未満	百分の三十	零	零
勤務期間	割合																																				
六箇月	百分の百																																				
五箇月以上六箇月未満	百分の九十																																				
四箇月以上五箇月未満	百分の七十五																																				
三箇月以上四箇月未満	百分の六十																																				
二箇月以上三箇月未満	百分の五十																																				
一箇月以上二箇月未満	百分の四十																																				
一箇月未満	百分の三十																																				
零	零																																				
勤務期間	割合																																				
六箇月	百分の百																																				
五箇月以上六箇月未満	百分の九十																																				
四箇月以上五箇月未満	百分の七十五																																				
三箇月以上四箇月未満	百分の六十																																				
二箇月以上三箇月未満	百分の五十																																				
一箇月以上二箇月未満	百分の四十																																				
一箇月未満	百分の三十																																				
零	零																																				

(施行期日等)

- 1 この規程は、令和七年十二月二十五日から施行する。ただし、第二条の規定は、令和八年四月一日から施行する。
- 2 第一条の規定による改正後のガス局職員の給与に関する規程（以下この項及び次項において「改正後の規程」という。）第十八条第一項及び別表第一の規定は令和七年四月一日から、改正後の規程第四十六条第一項及び第二項並びに第四十九条第一項及び第二項の規定は同年十二月一日から適用する。

(給与の内払)

- 3 改正後の規程の規定を適用する場合には、第一条の規定による改正前のガス局職員の給与に関する規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規程の規定による給与の内払とみなす。

(その他必要な事項)

- 4 前項に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、別に定める。

(ガス局総務部総務課)